

令和4年度答申第29号  
令和4年7月28日

諮問番号 令和4年度諮問第31号（令和4年7月8日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の労働者として就労していたが、本件会社を退職後、令和2年9月30日、本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書、聴取書）

- (2) 処分庁は、令和3年3月22日付けで、本件認定申請につき、「事業場は閉鎖されておらず、現在も事業活動を継続していることを確認した。よって不認定とした。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書、審査請求書）

- (3) 審査請求人は、令和3年6月7日、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和4年7月8日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

令和3年3月31日以降に本件会社との連絡が途絶え、本件会社の旧本社住所及び新本社住所宛てに二者合意の書類を配達証明にて送付したが戻ってきませんでした。

よって、本件不認定処分を取り消すとの裁決を求める。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

処分庁が、令和3年2月25日に、本件会社代表取締役（以下「代表」という。）に対して行った聴取及び処分庁が審理員宛てに提出した代理店委託契約書によれば、本件会社は、令和3年3月から小売電気事業の契約締結促進業務等を行う代理店委託契約を締結していることが認められる。また、処分庁が審理員宛てに提出した業務委託契約書によれば、上記の代理店委託契約に係る業務を行うため、本件会社と個人事業主との間で、契約期間を令和3年2月1日から令和4年3月31日とする業務委託契約を締結していることが認められる。

さらに、本件会社の銀行口座の入出金明細表によると、令和2年12月及び令和3年1月に、取引先からの入金を確認できることから、本件会社が事業活動を行っていたことが認められる。

なお、上記の聴取によれば、代表は、「登記簿上の本店を拠点として、今後も業務委託の事業を継続、拡大して行く予定です。」、「本件会社を大きくしていきたいと考えており、事業活動を停止するつもりはありません。」として、事業活動を停止する意思がない旨を供述している。

上記のとおり、本件会社については、代理店委託契約及び業務委託契約に基づく業務の事業活動を継続している状況が認められ、また、代表が事業活動を継続する意思を示していることから、本件不認定処分がなされた令和3年3月22日時点で事業活動が停止したという事実は認められない。

よって、本件不認定処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和3年6月7日

弁明書提出 : 同年9月14日  
審査請求人の資料提出 : 同年10月1日  
処分庁に対する物件提出依頼 : 令和4年5月12日付け  
審理員意見書提出 : 同年6月14日付け  
本件諮問 : 同年7月8日

- (2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに、約1年1か月もの期間を費やしている。とりわけ、弁明書の提出後に審査請求人から資料（本件会社の債務整理に関する弁護士作成の受任通知書）が提出されてから、処分庁に対する物件（本件会社の取引先、代理店委託契約等を確認できる資料）の提出依頼までに約7か月を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。
- (3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であるかの事実認定については、本件会社の事業活動に関する客観的な資料を収集し、経営者等から聴取するなどして調査を行い、その上で結論を出すべきものである。
- (2) 本件不認定処分に至る調査の内容は、以下のとおりである。

ア A労働基準監督署労働基準監督官は、令和3年2月25日に、代表から聴取を行っており、その聴取書によると、代表は、①現在、C社から業務を請け負う契約をしている、②アライアンス契約を個人事業主と結んで、C社から請け負った業務を個人事業主に行ってもらい、C社から得た報酬を個人事業主に対し支払う予定であり、この業務に従事してもらった個人事業主4名と既に契約を結んでいる等と述べている。

この聴取内容が裏付けられるならば、本件会社は事業活動を継続していると認定することができる。

イ ところが、上記聴取の際に代表から提示されたという「D代理店委託契約書」には、本件会社の記名もなく、契約日も空欄となっており、そのことについての説明は聴取書には何ら記載されていない。

処分庁が審理員に上記契約書を提出した際の補足説明では、「契約年月日は空欄であるが、契約について、令和3年3月頃から委託を受ける

予定である旨を聴取の際に確認済みである。」とされているが、それでは聴取の時点でC社との間でどのような合意が存在しているのか不明である。

また、聴取書には、「令和3年3月頃から委託を受ける予定で、契約は令和3年11月頃までの期限ですが」等と記載されているが、上記契約書の契約の有効期間に関する記載では、「本契約の有効期間は、本契約締結日の属する月の1日から1年間とする。」とされており、これについての説明も聴取書には記載されていない。

ウ 個人事業主との業務委託契約書については、審査請求後に処分庁が審理員に提出しているものが1通あるが、「甲」が本件会社に対し、アポイント取得業務を委託し、本件会社がこれを受託するというものであり、これでは代表の述べた上記アライアンス契約に係るものだと認定できず、これについての代表の説明もない。

エ 上記聴取に先立って、処分庁は本件会社の銀行口座の入出金状況について銀行からの回答を入手しているにもかかわらず、これに記載された入出金が取引先からの入金、取引先への出金であることに関する記載は上記聴取書には何ら存在していない。それにもかかわらず、弁明書によると、処分庁は、本件会社は令和3年1月に取引先から約59万円の支払を受けたと認定しているが、約59万円を振り込んだ者が本件会社の取引先であることについて本件資料中にその根拠となるものは見当たらない。

(3) 処分庁は、これらの調査内容をもって、本件会社について「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」状態となったとは認められないとの結論を出しているのであるが、上記のとおり、代表からの聴取も不十分、その裏付けも不十分であり、しかも、契約書や入出金状況について代表から説明を求めるだけで容易に調査可能な事項すら調査していないのであって、本件不認定処分は、ずさんな調査のまま結論を出したものであると言わざるを得ない。

(4) しかしながら、その一方で、上記聴取書によると、代表は、「事業活動を停止するつもりはありません。」、「誠実に労働者の未払賃金の清算を行っていきたいと思っています。」等と述べており、代表の事業活動継続の意思が明確であること、上記代理店委託契約については、少なくとも、代表がかかる契約を締結すべく働きかけていたことは認定できること、さ

らに、入金先が取引先なのかは判然としないものの本件会社への入金が存在すること等に照らすと、本件不認定処分当時、本件会社が「事業活動を停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」とまで認定することには慎重にならざるを得ない。

したがって、本件不認定処分が違法又は不当であるとまでいうことは困難であり、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史